

建築工事共通仕様書 関係基準

週休2日制ガイドライン
(建築編)

2024年7月

阪神高速道路株式会社

目 次

第 1 章	週休 2 日制度（発注者指定方式）	
第 1 節	一 般	1
第 2 節	対象工事	1
第 3 節	週休 2 日の定義	1
第 4 節	週休 2 日の実施に関する手続等	2
第 5 節	取得計画及び取得報告書	2
5.1	取得計画作成上の注意	2
5.2	取得計画の構成及び記載内容	2
5.3	取得報告書の構成及び記載内容	3
第 6 節	工事工程の共有	3
第 7 節	工事成績評定	3
第 8 節	設計変更	3
第 9 節	履行実績取組証の発行	3

第1章 週休2日制度（発注者指定方式）

第1節 一般

阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、建築工事共通仕様書の規定に基づき週休2日へ取り組む場合の指針を示すものである。

第2節 対象工事

週休2日への取組は、当社が2024年4月以降に公告を開始した、全工事を対象とする。ただし、下記のいずれかに該当する工事は対象外とすることができる。

- (1) 現場施工が1か月未満の工事
- (2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例①災害復旧工事

例②供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事

- (4) 工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想される工事

例①通学時間帯の中断など地域社会からの要望が予想される工事

例②希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

- (5) その他 週休2日が適切でないと認められる工事

既契約工事（受注者希望方式）についても発注者指定方式を適用することができる。適用を希望する場合は、監督員と協議すること。

第3節 週休2日の定義

取組を行う工事の工期内において、下記の定義に基づき週休2日（4週8休）の現場閉所を行ったか否かを確認する。

- 工期内^{※注1)}において、週休2日^{※注2)}（4週8休）の現場閉所を行ったと認められること。（年末年始6日間(12月29日～1月3日)と夏季休暇3日間(8月14日～16日)を除く）
- 計画的に取得できる現場閉所に加え、祝祭日及び降雨、降雪等による予定外の休工日も現場閉所日数^{※注3)}とすることができる。

※注1) 工期内とは、工事着手日からしゅん工日までの期間から工場製作のみを実施している期間及び工事全体を一時中止している期間を除いた期間。

※注2) 週休2日とは下記の状態をいう。

①月単位の週休2日

全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」とす

る)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態。

②通期の週休2日

現場閉所率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態。

※注3)現場閉所日数とは、一定期間内において、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計。

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日への取組(取得計画)を施工計画書に明記するものとする。

- (1) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。また、Hi-TeLusを使用して連絡することも可能とする。
- (2) 受注者は、週休2日の取得報告書を原則として、毎月監督員へ提出するものとする。
- (3) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (4) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画及び取得報告書

5.1 取得計画作成上の注意

取得計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 取得計画は、工事着手前に、監督員に提出しなければならない。
- (2) 取得計画の内容に変更が生じた場合には、速やかに変更施工計画書を作成し提出するものとする。

5.2 取得計画の構成及び記載内容

受注者は、取得計画に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

(A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間

(B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間

((A)の内数)

(C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))

(D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)

(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

5.3 取得報告書の構成及び記載内容

受注者は、原則として毎月、監督員へ提出する前の月の取得報告書に、取得計画で記載した上記 5.2 の「工期及び取得計画」と現場閉所日数（取得実績）について記載するものとする。

第6節 工事工程の共有

受発注者は建築工事共通仕様書に基づき作成される工事実施工程表、月間工程表、工事進捗報告等の各種資料を用いて、受発注者間での工事工程の共有を図るものとする。

第7節 工事成績評定

週休2日（4週8休）の現場閉所を行ったと認められた場合は、工事成績評定への加点評価を行う。また、受注者の責により取得できなかった場合は工事成績評定の減点を実施する。

第8節 設計変更

当初の契約制限価格において、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に入札説明書等の記載に示すそれぞれの補正係数を乗じた補正を行う。

施工後に現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

第9節 履行実績取組証の発行

本ガイドライン適用工事については、発行しない。本ガイドライン適用対象外工事については、週休2日への試行工事に取り組み、以下の基準を満たした工事には履行実績取組証（以下、取組証という）を発行する。

(1) 取組証の発行基準は以下のとおり。

現場閉所率が 21.4%（6日／28日）以上を達成した場合。

(2) 取組証の発行は、工事成績評定通知時に行う。

(3) その他

取組証を取得した企業に対し、今後の発注工事において、総合評価落札方式等の技術評価を行う項目において加点評価する場合がある。